

## 4月7日から **介護保険制度** がスタートします。

急速に高齢化が進む日本。介護を必要とする高齢者が増え、いまや介護は誰もが直面する問題です。介護が家族に大きな負担となっている

なか、高齢者の介護を社会全体で支える新しい仕組み、介護保険制度が4月1日から始まります。



### ●加入・申請

Q 介護保険は、どんな人が対象になるのですか？

A 40歳以上の町民みんなが加入し、保険料を納めます。加入者は、65歳以上（第一号被保険者）と、40～64歳（第二号被保険者）に分けられ、保険料の額や支払い方法が異なります。

Q 介護保険のサービスを受けるには、どうすればいいのですか？

A 介護保険のサービスを利用するには、まず、介護を受ける必要があるかどうかを判定する「要介護認定」の申請を役場福祉課に提出しなければなりません。町の社会福祉協議会や養寿苑居宅介護支援事業所が申請のお手伝いをします。

### ●要介護認定

Q 要介護認定では、どんなことを聞かれるのですか？

A 調査員が自宅などを訪問し、視力や聴力、手足の運動能力、身体のみひ、どのような治療を受けているかなど、全国一律の基準により、85項目の調査を行います。油谷町では、三月末現在で、約300名の人が要介護認定を受けています。

Q 介護の認定ランクは、一度決まるとそのままなのですか？

A 要介護認定は、6ヶ月ごとに見直されます。心身の状態が悪化したときなどは、その時点で申請すれば再認定してもらうことも可能です。

Q 要介護認定で介護サービスの対象外となった人にはどのような対策があるのですか？

A 介護保険からサービスを受けられない人に対しては、給食サービスや生きがいデイサービス、訪問家事サービスなどの生活支援サービスを行っていきます。

### ●ケアプラン

Q 要介護認定を受けたら、次にどうすればいいのですか？

A 油谷町社会福祉協議会や養寿苑居宅介護支援事業所などの介護支援専門員に、自分の希望に合った介護サービス計画（ケアプラン）を作ってもらいます（無料）。どのようなサービスが必要か、介護支援専門員（ケアマネージャー）とよく相談して下さい。

### ●費用・負担軽減

Q 介護サービスの利用料の自己負担はどのくらいですか？

A サービスの利用者は、原則としてかかった費用の割を負担します。（ただし、負担軽減のため一定額で頭打ち）。所得の低い場合は、負担の上限を低くして負担が重くならないようにします。

Q 高齢者の保険料は、しばらく徴収しないと聞きましたが？

A 油谷町では、第一号被保険者の基準保険料が月額2,698円となりましたが、65歳以上の方の保険料については、新しい制度や負担に慣れていただくため、国の財政支援によって2000年4月～9月の半年間は納めなくてもよく、その後の2000年10月からの1年間は、本来の保険料の半額を納めていただくこととなります。

介護保険制度や要介護認定の申請、介護サービス計画の作成等について不明の点がありましたら、役場福祉課介護支援係（☎32-1111）、油谷町社会福祉協議会（☎32-0931）、又は養寿苑居宅介護支援事業所（☎34-1625）へご相談下さい。

また、介護保険制度の内容について、来月号よりシリーズで紹介する予定です。（次号は「町内及び近隣の市町で受けられる介護保険のサービス」です。）